

定例監査（平成27年度下期分）

（1）監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成28年3月1日発行（山梨県公報号外第8号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

（2）監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	企画県民部 中北地域県民センター	
監査対象期間	平成26年7月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月1日、10月29日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項）2件（給与1、契約1）</p> <p>1）平成26年分の年末調整に係る所得税還付金（合計39,000円）が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。</p> <p>2）北巨摩合同庁舎一般廃棄物等処理業務委託において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、別表（単価表）中の処理単価に単位が記載されていなかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>当該職員の年末調整に係る還付金の還付方法が現金還付であることを見落としていたとともに、還付日に給与資金前渡職員口座の入出金状況を確認していなかった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>今後は、給与口座振込依頼書や給与基本台帳を複数職員で年度当初から数回確認するほか、明細書の還付方法欄を十分に確認し、なおかつ還付日に給与資金前渡職員口座の通帳記帳を確実にやり再発防止に努めることとした。</p> <p>2）（発生原因の検証結果）</p> <p>本件は複数単価契約であるが、廃棄物の種類ごとの予定数量については指名競争入札の際に各指名業者に示していたため、落札業者と契約書を取り交わす際には不要なものと認識した。一方で、複数単価契約書にも予定数量を明記することについての認識がなく、また、これについて単位の記載漏れも含め、所内のチェックも不十分であった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>当該契約書別表である一般廃棄物処理単価表を、廃棄物の種類ごとの予定数量及び単位を明記した単価表に変更する旨の契約書を作成し、双方で変更契約を締結した。</p> <p>今後は、会計事務ガイドブック等で事務処理の方法等を十分確認し、また、確実な複数チェックを行うことにより再発防止と適正な事務処理に努めることとした。</p>

監査対象所属	企画県民部 峡南地域県民センター（西八代）	
監査対象期間	平成26年7月～平成27年6月	
監査実施日	平成27年9月11日、10月20日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項）1件（支出1）</p> <p>1）人事異動により資金前渡口座の名義変更を</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p>

<p>行ったものの、NHK受信料の自動口座振替において、支出命令書の支払期日に資金前渡口座から引き落としがされず、口座振替の手続きを改めて行ってから引き落としがされるまでの間、同口座に資金が滞留していた。</p>	<p>NHK受信料については、これまで納付書により支払いを行っていたが、出納局通知により平成26年度から資金前渡口座からの振替による支払いが可能となった。</p> <p>これにより、平成27年度（支払期日の関係により平成26年度は見送り）から口座振替とするため、平成27年1月に当時の資金前渡職員名義の口座での振替利用届をNHKに提出したが、同年4月の定期人事異動により資金前渡職員が変更になった。</p> <p>通常の公共料金では、資金前渡職員の氏名のみが変更となった場合、口座振替依頼書の再提出を行っていないことから、今回も同様の取り扱いが可能であると誤認したことが振替不能の原因である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27.1.22 口座振替利用届を提出 ・H27.4.27 資金前渡口座へ支払い NHKから口座振替訂正依頼 （口座振替不能の連絡） 口座振替利用届を再提出 （資金前渡職員氏名の変更） ・H27.6.26 口座振替による受信料の支払い （NHKの口座振替は偶数月のみ） <p>（今後の対応策等）</p> <p>資金前渡職員の変更の際は、速やかに資金前渡口座名義の変更手続きを行うとともに、自動口座振替の可否について確認を行い、適正な事務執行に努める。</p>
--	---

監査対象所属	企画県民部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	平成26年7月～平成27年6月
監査実施日	平成27年9月16日、10月21日
監査の結果	講じた措置
<p>（指導事項）1件（財産1）</p> <p>1）電気通信施設に係る公有財産の使用許可が同一会社に2件あったが、そのうち1件について、組織変更に伴う届出が行われていなかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>担当職員が業務多忙で十分な確認を怠ったことから、使用者に複数の使用許可をしていることを把握していなかった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>使用者に無届けの土地使用許可に係る届出（変更された担当部署とその代表者名）をすよう指導し、平成27年10月15日付けで届出書が提出された。</p> <p>今後は、届出が適切に行われるよう、使用者に対し許可時に周知するとともに、担当内においても注意事項を記載した一覧表を作成し、共有、確認し合うことにより届出漏れを防ぐように努める。</p>

監査対象所属	企画県民部 総合理工学研究機構
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月22日、11月27日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件(物品1)</p> <p>1) 郵便切手類受払簿が財務規則第243条に定める様式となっていなかった。また、受高に記載誤りがあった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>平成25年度に郵便切手類受払簿の改正が行われ、月毎に「繰越枚数」を明記し適正に行っていたつもりでいたが、他の記載誤り等に気が付かなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに郵便切手類受払簿に記載されるべき事項の確認をし、修正を行った。</p> <p>今後は、財務に関する事務の適正な執行に努める。</p>

監査対象所属	企画県民部 富士山科学研究所
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月15日、11月20日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 3件(支出1、給与1、契約1)</p> <p>1) 安全運転管理者講習会への参加に要する経費について、公費で支出すべきところ、私費で支出していた。</p> <p>2) 単身赴任手当の支給額の改定について、単身赴任手当認定簿による認定が行われていなかった。</p> <p>3) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づ</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>資金前渡による支出の手続きを行ったが、資金前渡によらず、財務規則第80条第1項の適用費目に該当しない立替をしてしまった。前渡資金の清算後、れい入処理を行ったことにより、私費での支出となった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は当該規定等の適正解釈を徹底し遵守するとともに、再発防止のため一層留意して資金前渡事務を行う。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>単身赴任手当に関する規則第8条第2項の規定及び「単身赴任手当の運用について(平成2年3月29日梨人委第207号)の規則第8条関係の1」通知を確認せず、認定簿による認定をしなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに認定簿による認定を行った。今後は当該規定等の適正解釈を徹底し遵守するとともに、再発防止のため一層留意して手当等認定事務を行う。</p> <p>3)(発生原因の検証結果)</p> <p>「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」(平成17年10月20日出管第447号)の「5</p>

く出納局長への協議が行われていないものがあつた。	その他」の内容を確認せず、契約期間について出納局長あて協議を怠つた。 (今後の対応策等) 速やかに協議を行つた。今後は当該通知に基づく運用を徹底し遵守するとともに、再発防止のため一層留意して適切な事務処理を行う。
--------------------------	--

監査対象所属	企画県民部 県民生活センター
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月25日、平成28年2月5日
監査の結果	
<p>(指導事項) 1件(給与1)</p> <p>1) 私用自動車を利用した旅行において、通勤手当相当額との調整が行われておらず、旅費が過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1)(発生原因の検証結果) 居所発着の県内旅行について、本来通勤距離との差引を行うところ、発着地の区分の確認を失念してしまった事により誤りが生じてしまった。 (今後の対応策等) 旅費の過払い分については、平成27年12月に旅行者本人から返還された。 今後は、旅費計算において更に慎重を期すとともに、担当内相互チェックを一層徹底していく。</p>

監査対象所属	総務部 総合県税事務所																											
監査対象期間	平成26年9月～平成27年8月																											
監査実施日	平成27年11月19日、平成28年1月13日																											
監査の結果																												
<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>平成26年度決算時</th> <th>平成27年10月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税</td> <td>1,557,826,911</td> <td>1,317,654,682</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>23,364,383</td> <td>17,145,528</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>31,838,828</td> <td>22,591,559</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>51,375,083</td> <td>44,260,175</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>92,098,606</td> <td>66,707,972</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>203,855,679</td> <td>141,578,991</td> </tr> <tr> <td>鉾区税</td> <td>6,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,960,365,490</td> <td>1,609,938,907</td> </tr> </tbody> </table>	科目	平成26年度決算時	平成27年10月末現在	個人県民税	1,557,826,911	1,317,654,682	法人県民税	23,364,383	17,145,528	個人事業税	31,838,828	22,591,559	法人事業税	51,375,083	44,260,175	不動産取得税	92,098,606	66,707,972	自動車税	203,855,679	141,578,991	鉾区税	6,000	0	合計	1,960,365,490	1,609,938,907	<p>講じた措置</p> <p>1)(今後の対応策等) 毎年度策定している「税収確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額縮減を目標に掲げ、職員一丸となつて次のとおり取り組んでいる。 課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ収納の利用拡大や夜間納税相談の実施など、納税環境の充実に努めている。また、未納者に対しては、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。 滞納者への対策としては、早めに文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差し押さえと迅速な換価、インターネッ</p>
科目	平成26年度決算時	平成27年10月末現在																										
個人県民税	1,557,826,911	1,317,654,682																										
法人県民税	23,364,383	17,145,528																										
個人事業税	31,838,828	22,591,559																										
法人事業税	51,375,083	44,260,175																										
不動産取得税	92,098,606	66,707,972																										
自動車税	203,855,679	141,578,991																										
鉾区税	6,000	0																										
合計	1,960,365,490	1,609,938,907																										

	<p>ト公売、不動産公売の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への搜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。</p> <p>県税の滞納繰越額の約8割を占める個人県民税対策については、平成26年度の組織再編により、地方税滞納整理推進機構を県税事務所に移管し、市町村支援の一体化を図って、市町村との共同文書催告や、合同研修、合同不動産公売のほか、県が引き継いで滞納整理を行う「地方税法第48条による直接徴収」や個人住民税の特別徴収の推進などの取り組みを行っている。また、新規事業として、市町村へ職員を派遣し、派遣先市町村の職員とともに個人県民税を含む市町村税の滞納整理を行い、これらの取り組みを通じて個人県民税の徴収強化に努めている。</p>
--	---

監査対象所属	総務部 消防学校
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月26日、12月1日
監査の結果	
<p>(指導事項) 1件(財産1)</p> <p>1) 公有財産の使用許可事務において、使用許可期間を更新したものがあったが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p style="text-align: center;">講じた措置</p> <p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>行政財産の許可更新をした後は、移動報告をしなければならないことを担当者は十分に承知していたが、平成26年度は新消防学校の建て替え工事に係る行政財産の移動報告事務が頻繁にあり、特に当該事案については更新期間等について事前相談及び事後報告を電話やメールで行っていたため、公文書での移動報告についても行ったものと誤認してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに、移動報告を行った。</p> <p>今後は、行政財産の移動報告だけでなく、行政財産関係の事務全般について、細部にわたる自主点検を担当者が定期的実施し、点検結果を教頭及び校長に報告することで、担当者の失念等による報告漏れ等を防止していく。</p>

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所(本所)
監査対象期間	平成26年7月～平成27年6月
監査実施日	平成27年9月15日、10月20日
監査の結果	
講じた措置	

<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1)歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 2件 5,718,500円</p> <p>[特別会計]</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 80,972,535円 平成27年度分 632,837円 合計 先数 155件 81,605,372円</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 466,948円 平成27年度分 881円 合計 先数 20件 467,829円</p> <p>寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 10,058,337円 平成27年度分 24,402円 合計 先数 14件 10,082,739円</p> <p>寡婦福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 224,837円 平成27年度分 348円 合計 先数 4件 225,185円</p> <p>母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 2件 41,681円</p>	<p>1)(今後の対応策等)</p> <p>長期未償還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。訪問、手紙、電話、来所、住所調査等の措置を講じ、滞納者や連帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じたきめ細かな償還指導を行う。</p> <p>監査日から平成28年2月末日現在までの収納状況は次のとおり。</p> <p>[一般会計]</p> <p>父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 2件 5,700,500円 (収納済 18,000円)</p> <p>[特別会計]</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度 78,093,253円 (収納済 2,879,282円) 平成27年度分 627,671円 (収納済 5,166円) 合計 先数 149件 78,720,924円 (収納済 2,884,448円)</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 451,736円 (収納済 15,212円) 平成27年度分 881円 合計 先数 17件 452,617円 (収納済 15,212円)</p> <p>寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 9,626,193円 (収納済 432,144円) 平成27年度分 15,827円 (収納済 8,575円) 合計 先数 14件 9,642,020円 (収納済 440,719円)</p> <p>寡婦福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 223,998円 (収納済 839円) 平成27年度分 0円 (収納済 348円) 合計 先数 3件 223,998円 (収納済 1,187円)</p> <p>母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 2件 29,681円 (収納済 12,000円)</p>
---	---

監査対象所属	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
--------	-----------------

監査対象期間	平成26年7月～平成27年6月	
監査実施日	平成27年9月24日、10月22日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>父子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 先数 1件 364,000円</p> <p>[特別会計]</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 8,467,956円 平成27年度分 477,606円 合計 先数 29件 8,945,562円</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 2件 172,113円</p> <p>寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 1,416,000円 平成27年度分 4,681円 合計 先数 2件 1,420,681円</p>	<p>1)(今後の対応策等)</p> <p>母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済については、郵送、電話、訪問等により滞納者の収入や生活等の現況確認を行い、今後の償還計画を作成し、現金又は納付書により毎月償還するよう指導を行っている。所在不明の滞納者については、償還指導継続のため、住民票等の確認により所在の調査を実施している。</p> <p>また、失業等により収入が少ないため償還困難なケースについては、市、ハローワーク、フードバンク等と連携し、就業や生活支援を行っている。</p> <p>監査日から平成28年2月末日現在までの収納状況は次のとおり。</p> <p>[一般会計]</p> <p>父子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 先数 1件 264,000円 (収納済 100,000円)</p> <p>[特別会計]</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 7,734,658円 (収納済 733,298円) 平成27年度分 219,115円 (収納済 258,491円) 合計 先数 19件 7,953,773円 (収納済 991,789円)</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 1件 171,492円 (収納済 621円)</p> <p>寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 1,327,500円 (収納済 88,500円) 平成27年度分 0円 (収納済 4,681円) 合計 先数 1件 1,327,500円 (収納済 93,181円)</p>

監査対象所属	福祉保健部 峡南保健福祉事務所	
監査対象期間	平成26年7月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月5日、11月25日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指摘事項) 1件(収入1)</p>	

1)平成26年度に支出した生活保護費について、返納要件に該当した交付先に対し、れい入手続きを行ったが、納期限及び出納整理期間までにれい入されなかった。このため、財務規則第54条に定める平成27年5月1日に現年度の歳入として調定すべきであったが、監査日現在、調定が行われていないものがあつた。(合計 220,562円)

(指導事項) 2件(収入1、支出1)

1)歳入について、次のとおり収入未済があつた。

[一般会計]

生活保護費返還金

過年度分 14,055,087円

平成27年度分 89,307円

合計 先数 20件 14,144,394円

住宅手当緊急特別措置事業返還金

過年度分 先数 1件 16,200円

[特別会計]

母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 4,089,706円

平成27年度分 105,573円

合計 先数 11件 4,195,279円

母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数 2件 87,412円

母子福祉資金貸付金違約金

過年度分 先数 1件 102円

1)(発生原因の検証結果)

出納閉鎖期までにれい入にならなかった案件については、当該期間満了の日の翌日(5月1日)に現年度の歳入として調定伺いを起こすべきところ、調定作業を行う担当者が引き継いでおらず行っていなかった。

(今後の対応策等)

出納閉鎖期までにれい入にならなかった案件については、当該期間満了日の翌日において起案者又は後任者が現年度の歳入として調定処理を行い、その後、債権管理担当者へ引き継ぐこととした。

今後は、財務規則に基づく事務処理が適切に行われるよう、担当職員に周知徹底を図るとともに、れい入に係る収納状況が分かる一覧表を活用し再発防止に努める。

1)(今後の対応策等)

指導事項に係る収入未済額については、次の措置を講じており、引き続き収入未済額の縮小に向け取り組みを強化していく。

平成28年2月末現在までの収納状況は次のとおり。

[一般会計]

生活保護費返還金

平成18年度の出先機関の再編により他所から当事務所へ引き継がれた債権もある中、過年度分の債権から回収に努めている。

回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めているが、回収が困難な債権については債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収にあたっている。

過年度分 13,899,162円

(収納済 155,925円)

平成27年度分 60,271円

(収納済 29,036円)

合計 先数 18件 13,959,433円

(収納済 184,961円)

なお、時効の完成により債権が消滅したものは、不納欠損の手続きを年1回程度、知事(福祉保健総務課)に協議しながら行っている。

(平成27年度不納欠損見込額

先数 2件 3,175,544円)

住宅手当緊急特別措置事業返還金

債務者の理解が得られず未回収であり、

<p>2) 山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金について、実績報告書に添付する書類として同交付要綱に定められている歳入歳出決算(見込)書抄本が提出されていないものがあった。</p>	<p>平成27年5月31日に時効が完成した。 (平成27年度不納欠損見込額 先数1件 16,200円)</p> <p>[特別会計] 母子福祉資金の滞納者に対しては、来庁を促しての償還指導や自宅訪問による償還指導等を行い、債務承認の徴収や分納による償還を促すとともに、状況に応じて連帯保証人に連絡し、償還状況を説明するなど指導の強化を講じている。</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金(元金) 償還計画の履行が困難となった償還者に対しては、面談による償還指導を行っている。また、必要に応じ分納等の指導を行い、「支払計画書」を徴している。</p> <p>過年度分 3,850,674円 (収納済 239,032円) 平成27年度分 101,129円 (収納済 4,444円) 合計 先数 10件 3,951,803円 (収納済 243,476円)</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 2件 87,412円 (収納なし)</p> <p>なお、先数2件のうち、1件は自己破産による納付免除となっており、1件は元金を先に分納している。</p> <p>母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 0件 0円 (収納済 102円)</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 当該補助金の実績報告書が提出された際、町と何回か別の添付書類の修正等のやりとりをしたが、その際添付書類の確認を失念してしまった。 また、額の確定通知を起案し、担当内での決裁時に、添付書類の確認を怠ってしまった。 (今後の対応策等) 今後、このような事務処理ミスが生じないように、担当内はもとより所内で補助金等チェックリストを活用するなどし、チェックを徹底し取り組んでいく。</p>
---	--

監査対象所属	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所	
監査対象期間	平成26年7月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月6日、11月6日	
	監査の結果	講じた措置

(指導事項) 3件(収入1、給与1、物品1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

生活保護費返還金

過年度分 13,675,615円

平成27年度分 2,100,694円

合計 先数 17件 15,776,309円

[特別会計]

母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 20,272,098円

平成27年度分 644,112円

合計 先数 52件 20,916,210円

母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 319,262円

平成27年度分 120円

合計 先数10件 319,382円

寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 2,735,786円

平成27年度分 12,800円

合計 先数5件 2,748,586円

寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数 4件 130,802円

2) 児童手当について、次のとおり不適切な事務処理があった。

児童の監護者の変更について、児童手当事務取扱要領第9条に定める受給事由消滅届の提出がないまま、職員からの口頭申出により支給終了としていた。

1)(今後の対応策等)

生活保護費については、保護開始時に収入申告の必要性・重要性を被保護者に認識させ、保護費の返還の発生を抑えるとともに、保護費の一部振替による回収も行う。

貸付金については、連帯保証人を含めた償還指導を継続して行う。

監査日から平成28年3月18日現在までの収納状況は次のとおり。

[一般会計]

生活保護費返還金

過年度分 13,571,615円

(収納済104,000円)

平成27年度分 2,044,694円

(収納済56,000円)

合計 先数 16件 15,616,309円

(収納済160,000円)

[特別会計]

母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 19,468,512円

(収納済803,586円)

平成27年度分 491,230円

(収納済152,882円)

合計 先数51件 19,959,742円

(収納済956,468円)

母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 302,353円

(収納済16,909円)

平成27年度分 0円

(収納済120円)

合計 先数10件 302,353円

(収納済17,029円)

寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 2,700,786円

(収納済35,000円)

平成27年度分 0円

(収納済12,800円)

合計 先数4件 2,700,786円

(収納済47,800円)

寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数4件 130,802円

(収納なし)

2)(発生原因の検証結果)

担当職員の誤解や、理解が不十分であった。また、所属内チェックも不十分であった。

(今後の対応策等)

担当内研修や支給事務でのチェックリスト添付による確認を行う。

<p>職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、同要領第5条に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものがあった。</p> <p>3) 賃借物品である自動体外式除細動器(AED)について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。</p>	<p>3)(発生原因の検証結果)</p> <p>担当職員の誤解や、理解が不十分であった。また、所属内チェックも不十分であった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに占有物品受入調書を作成した。</p> <p>担当内で研修を行うとともに、占有物品受入事務に漏れが出ないように、新任者への引継を確実にを行う。具体的には引継書に当該事務を新たに記載しておく。</p>
--	---

監査対象所属	福祉保健部 都留児童相談所	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月25日、平成28年1月27日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件(収入1、給与1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金</p> <p>過年度分 先数 1件 84,280円</p> <p>2) 旅費の支払いにおいて、目的地の最寄り駅以降の車賃を算定していたため、支給額が過払いとなっていた。</p>		<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>平成19年9月、10月に支出した一時保護委託費について、一般の児童養護施設へは被虐待児加算が付けられるが、制度的に里親へは付けられないということを当時の担当者が十分理解していなかったため本事業が発生した。</p> <p>平成22年度に過払い事案が判明したが、所在不明ということもあり、債務者と連絡が取れなかった。平成24年度に再度確認したところ、債務者と連絡が取れ、その時点より返還督促を実施しているが、当時債務者が受領した委託費は、すべて受託児童のために支出したため残っていないので返す義務はないとの理由で現在も返還はされていない。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後も、債務者の理解を得られるよう継続的に返還督促を実施することとし、収入未済の解消に努める。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>事務担当者が、目的地の最寄り駅以降のバス代については、旅行雑費で対応するということが十分把握していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>過払い分はれい入済みである。</p> <p>今後は、旅費の支出が適切に行われるよう、支出の際の注意事項一覧表を作成し、再発防止に努める。</p>

監査対象所属	福祉保健部 甲陽学園
監査対象期間	平成26年9月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月26日、平成28年1月22日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 4件(収入1、給与2、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>児童福祉施設費負担金 過年度分 640,808円 平成27年度分 147,100円 合計 先数 10件 787,908円</p> <p>2) 非常勤嘱託職員に係る報酬の減額により発生したれい入が、年度内に収納されていなかった。</p> <p>3) 児童手当について、額改定請求書及び職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第3条第2項及び第5条に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものがあった。</p> <p>4) 業務委託契約書に次のとおり不備があった。</p> <p>厨房グリストラップ廃棄物収集運搬委託において、数量及び契約保証金に関する記載がなかった。 厨房グリストラップ廃棄物処分委託に</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>児童福祉施設費負担金については、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、文書、電話、訪問により回収に努めており、債務者の生活状況によっては分割納付についても指導している。</p> <p>また、納期限を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を発行し、適正な債権管理を図る。</p> <p>監査日から平成28年2月末日現在までの収納状況は次のとおり。</p> <p>児童福祉施設費負担金 過年度分 640,808円 (収納なし) 平成27年度分 67,000円 (収納済 80,100円) 合計 先数 8件 707,808円</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該非常勤嘱託職員が県外に転居したため、県外の収納金融機関でれい入金を納付した結果、県の歳計に計上された日が出納整理期間を徒過した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>県外に在住する者へのれい入について納期限が出納整理期間にわたる場合は、県の歳計に計上される日に留意して早期納入を依頼するとともに、納期限前に財務会計システムにより確認し、納入がない場合は早急に納付するよう速やかに納入に促す。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>受給者には改定額を口頭連絡したが、児童手当事務取扱要領に定める額改定通知の交付を行っていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、児童手当事務取扱要領に基づく事務手続きを確実にを行うよう事務処理を進める。</p> <p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>従来から使用していた契約書の見直しを行わず使用していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後の契約に当たっては、契約書に適切な数量を記載する。</p>

<p>において、数量及び単価が明確になっていなかった。また、契約保証金に関する記載がなかった。</p>	<p>また、契約保証金を免除する場合は、財務規則の規定に基づく根拠を明確にする。 単価については、収集運搬委託契約と処分委託契約とで明確に区分する。</p>
---	--

監査対象所属	福祉保健部 こころの発達総合支援センター	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月30日、平成28年2月4日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(支出1) 1) 日本発達心理学会第26回大会への参加に要する経費については、公費で支出すべきであったが、支出負担行為伺いを作成した後に、資金前渡の手続きを行わなかったことから、私費で支出されていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 事業直前に資金前渡の支出命令の起案をしていなかったことに気づいたが、間に合わないと思い、誰かに相談することもなく私費で補うという結論に至った。他の方法で処理が可能かもしれないことを、当事者が知らなかった。また、相談出来る事務方の職員が、当センターにいないことも要因としては大きい。 (今後の対応策等) 資金前渡がある場合は、他の職員も気をつけるようにし、声を掛け合うようにする。また資金前渡以外の支払方法の可能性もあるので、まずは、経理を担当する関係部署と相談することを周知した。</p>

監査対象所属	福祉保健部 障害者相談所	
監査対象期間	平成26年11月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月27日、平成28年1月21日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 2件(支出1、契約1) 1) 後納郵便料金について、引落口座の変更の際に「ゆうびんビズカード」の名称を変更した別のカードを取得したことで変更が完了したと思い込み、「預貯金口座振替・自動払込承認申請書」を提出しなかったことにより、他所属用の口座から当所の5月分が引落され、他所属の5月分が振替不能となっていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 事務担当者の後納郵便料支払システムに対する理解不足のため、「預貯金口座振替・自動払込承認申請書」の提出を怠った。 (今後の対応策等) 振替不能となっていた他所属の請求金額を精算するため、出納局管理課職員立ち会いで障害者相談所、中央児童相談所の公共口座から振替不能となった資金を引き出し、他所属の請求金額を現金で支払い、資金前渡精算書を作成し、所属長の決裁後、峡中会計財務審査幹に回覧した。 また、「預貯金口座振替・自動払込承認申請書」を7月7日に提出し、8月請求分からは障害者相談所の公共口座から支払を行っている。なお、4、6、7月分は従来どおり中</p>

<p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>中央児童相談所が障害者相談所の経常経費で支払った。</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 事務担当者の長期継続契約に対する理解不足により、協議を怠った。 (今後の対応策等) 出納局管理課の指導を受け、平成28年4月から運用通知に沿った長期継続契約を締結する。</p>
--	--

監査対象所属	福祉保健部 あげぼの医療福祉センター	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月3日、平成28年1月26日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 4件 (収入1、契約1、重点事項2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>児童福祉施設費負担金 過年度分 1,871,416円 平成27年度分 133,000円 合計 先数 5件 2,004,416円</p> <p>あげぼの医療福祉センター使用料 過年度分 3,181,100円 平成27年度分 231,963円 合計 先数 10件 3,413,063円</p> <p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。また、長期継続契約を行っている委託契約の契約期間について、同通知に基づく契約期間とは異なる取扱をしていたが、同通知に基づく出納局長への協議が行われて</p>	<p>1)(今後の対応策等) 引き続き、文書、電話、家庭訪問、保護者来所時の面談による督促や分割納付誓約書の徴収により回収を進めるとともに、新たな収入未済が生じた場合は未収金が多額にならないよう関係セクションと連携し早期回収に努める。</p> <p>監査日から平成28年2月末日現在までの収納状況は次のとおり。</p> <p>児童福祉施設費負担金 過年度分 1,857,916円 (収納済 13,500円) 平成27年度分 133,000円 (収納なし) 合計 先数 5件 1,990,916円 (収納済 13,500円)</p> <p>あげぼの医療福祉センター使用料 過年度分 3,087,372円 (収納済 93,728円) 平成27年度分 214,970円 (収納済 16,993円) 合計 先数 8件 3,302,342円 (収納済 110,721円)</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 職員に協議が必要との認識がなく、長期継続契約制度に対する理解が不十分であった。 (今後の対応策等) 職員に事務手続きの周知徹底を図った。今後は協議が必要な委託契約のリストを作成するとともに職員間で情報共有し、次回契約の際には通知に基づいた適正な処理が行われるよう徹底する。</p>	

<p>いないものがあった。</p> <p>3) 自動販売機の設置を目的とした県有財産貸借契約に係る家屋貸付料について、契約書には、県が発行する納入通知書により各年度の年額を毎年度4月30日までに納付するものと規定されているが、納入通知書の納期限を5月25日としたことから、契約書に記載された納期限までに納付されていないものがあった。(合計 64,800円)</p> <p>4) 自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p>3)(発生原因の検証結果)</p> <p>職員に契約書の納期限に対する認識がなく、調定処理に対する理解が不十分であった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>職員に契約書記載の納期限を理解させるとともに、年度当初速やかに調定処理を行い、納入通知書の納期限を4月30日に指定することで契約書の規定に基づいた適正な処理が行われるよう徹底する。</p> <p>4)(発生原因の検証結果)</p> <p>複数の移動報告をまとめて報告する過程で、事実発生の月が相違していたことから、報告対象から漏らしてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>移動報告は、事実が発生した時点で速やかに行う原則を職員に理解させるとともに、報告が複数となる場合は、報告対象を月単位でまとめるなど遺漏が生じないように徹底する。</p>
--	---

監査対象所属	福祉保健部 育精福祉センター	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月2日、平成28年1月12日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指摘事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 産業廃棄物の運搬・処分等の委託契約は「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の2により、金額等にかかわらず契約書を作成しなければならないが、平成26年度感染性廃棄物の運搬・処分については、契約書の作成を省略していた。</p> <p>(指導事項) 2件(収入1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>児童福祉施設費負担金 過年度分 1,130,396円 平成27年度分 244,620円 合計 先数 15件 1,375,016円</p> <p>育精福祉センター使用料 過年度分 349,700円 平成27年度分 13,800円</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則第107条の契約書作成省略の規定は、他の法令により作成を義務づけられている契約書の作成までも省略できる趣旨のものではないことを看過したことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、当該事務処理に関連する法令を精査し、このようなことのないよう注意して行く。また、今回指摘された事案については、今後、あらかじめ契約書を作成した上で、発注を行うこととする。</p> <p>1)(今後の対応策等)</p> <p>監査日から平成28年3月10日現在までの状況は次のとおり。</p> <p>児童福祉施設費負担金 過年度分 1,130,396円 平成27年度分 354,300円 (109,680円の増)</p> <p>合計 先数 13件 1,484,696円</p> <p>育精福祉センター使用料</p>

<p>合計 先数 2件 363,500円 雑入 過年度分 1,937円 平成27年度分 42,297円 合計 先数 2件 44,234円 違約金及び延納利息 過年度分 先数 1件 1,815,336円</p> <p>2) グリストラップ汲取り清掃に係る産業廃棄物の収集・運搬及び処分に係る委託契約書に次のとおり不備があった。 契約金額が記載されていなかった。 暴力団排除条例関連条項及び契約保証金免除条項が設けられていなかった。 契約期間が誤って記載されていた。</p>	<p>過年度分 349,700円 平成27年度分 13,800円 合計 先数 2件 363,500円 雑入 過年度分 1,937円 平成27年度分 40,731円 (収納済 1,566円) 合計 先数 2件 42,668円 違約金及び延納利息 過年度分 先数 1件 1,815,336円</p> <p>督促状発布はもとより、家庭状況に配慮しながら、個別の電話連絡、自宅訪問、来所の際の面談、催告文書の送付などの取り組みを今後とも続けて行く。</p> <p>また、違約金及び延納利息については、業務委託に係る業務継続不能によるものであるが、債務者の破産手続がこのほど終了(異時廃止)したことから、今後の事務処理につき、本課、幹事課、出納局と協議のうえ、検討を進めて行く予定。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 財務規則等により契約書に規定すべき条項等の認識不足から、財務関係例規上必要とされる契約書の体裁から逸脱した契約を締結してしまったものである。 (今後の対応策等) 今後は、グリストラップ汲取り清掃に係る産業廃棄物の収集・運搬の必要が生じた場合には、不備のあった所要の事項を訂正、追記した契約書を作成し、発注を行うこととする。</p>
--	--

監査対象所属	福祉保健部 富士ふれあいセンター	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月27日、平成28年1月27日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(財産1)</p> <p>1) 施設用地に係る借受財産において、平成27年4月から土地賃借料が変更となったものがあったが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 土地の賃借料の変更があった場合、速やかに所定の借受財産移動報告書を提出しなければならないことを失念していた。 (今後の対応策等) 指導後、直ちに関係課に連絡するとともに、総務部長に対し速やかに借受財産移動報告書の提出を行い、借受財産台帳の適正化を行った。 今後は、公有財産事務取扱規則や財務規則に精通し、事務に遺漏のないように研鑽を図</p>

	っていく。
--	-------

監査対象所属	福祉保健部 衛生環境研究所	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月27日、平成28年1月19日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1)長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>長期継続契約にかかる制度についての知識が不足していた。</p> <p>「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」(出納局長通知)により対象となる契約を長期継続契約としない場合は、出納局長に協議する必要があることを職員が認識していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>長期継続契約にかかる制度について職員に周知を図り、適正な事務の執行を徹底する。</p> <p>なお、平成27年度契約については既に契約期間の大部分を経過していることから、平成28年度契約から出納局長と協議する。</p>

監査対象所属	福祉保健部 動物愛護指導センター	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月4日、平成28年1月28日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指摘事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1)消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消火器等の機器点検が、本来の実施すべき時期から3か月以上経過した後に行われていた。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>消防法の規定を正しく理解していなかったため、消火器等の機器点検の実施が遅れてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>来年度からは規定どおり6か月に一度の機器点検を徹底する。今後は年間の点検計画を作成し周知することにより、規定に基づく事務手続きが適切に行われるように情報の共有化を図り、再発防止に努める。</p>

監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月19日、11月20日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 2件(財産1、契約1)</p> <p>1)公有財産の使用許可事務において、使用許</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p>

<p>可期間を更新したものがあつたが、公有財産台帳に反映されておらず、台帳の許可期間が更新されていなかった。また、公有財産台帳の記載事項に変更があつたが、同様に公有財産台帳に反映されておらず、台帳の変更事項が修正されていないものがあつた。</p> <p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。また、通年度で契約すべきところ、年度途中からの契約となっていたものがあつた。</p>	<p>公有財産の使用許可を更新した際には、その都度、移動報告書を提出したと認識していたが、移動報告書の内容と公有財産台帳への反映状況について確認依頼があつた際、十分に確認していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>指導事項については、移動報告書を提出し、正しい記載事項に変更されたことを確認した。今後は適時移動報告書を提出するとともに、その反映状況の確認を適切に行う。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該設備は、研究計画に伴う契約対象物件数が変動する場合があることに加え、設置から20年以上経過し著しい老朽化がみられるため、単年度で契約を締結していたが、出納局長への協議について正しく理解していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>出納局管理課へ確認したところ、当該設備は耐用年数15年を経過しているため、長期継続契約に馴染まない状況となっていることから、協議するよう指導があつた。これに基づき協議し、承認を得たため、今後も単年度契約を締結していくこととし、通年の形に改める。</p>
--	--

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月20日、11月26日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件(収入1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p style="padding-left: 20px;">授業料</p> <p style="padding-left: 40px;">過年度分 先数 3件 1,005,000円</p> <p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>訪問や催告書の送付などにより回収を進め、予備監査時点で、1,005,000円であった未収金は、平成27年度末で次のとおり。</p> <p style="padding-left: 20px;">授業料 過年度分 先数 3件 885,000円</p> <p>今後も定期的な訪問や文書等による催告を行い、継続して未収金の回収に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>塩山キャンパス空調機器保守点検業務については、設備の耐用年数を過ぎていることから長期間の契約は難しいため単年度契約を行ったが、出納局長への協議について、正しく理解していなかった。</p> <p>都留キャンパス空調機器保守点検業務については、塩山キャンパスの契約を参考に単年度契約を行った。また、出納局長への協議について、正しく理解していなかつた。</p>

	<p>た。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>塩山キャンパス空調機器保守点検業務については、平成28年2月4日に、単年度契約を行うことを出納局に協議し、平成28年2月25日承認の回答を得た。</p> <p>都留キャンパス空調機器保守点検業務については、平成28年度から条例及び運用通知に基づき、契約期間を3年とする長期継続契約を行うこととし、見積合わせを行い、平成28年3月18日に業者を決定し、契約を締結した。</p>
--	---

監査対象所属	産業労働部 峡南高等技術専門学校	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年10月	
監査実施日	平成28年1月7日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指摘事項) 1件(契約1)</p> <p>1)産業廃棄物の運搬・処分等の委託契約は「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の2により、金額等にかかわらず契約書を作成しなければならないが、鉄くず・ガラス等廃棄物の運搬・処分について、契約書の作成を省略していた。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則の規定に基づく契約書を作成すべき契約額に満たないため、契約書の作成を必要としないと考えたことによる。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>指摘を受け直ちに関係法令の条文と本件事案とを照らし、また、所管する関係課の見解を求め、契約書作成の必要性を確認した。</p> <p>今後は、不明な点または疑義のある契約について手続きの実態を法令等と照合し、さらに支出の段階においても法令等に基づく支出の根拠を改めて精査するなど、再発防止に努める。</p>

監査対象所属	産業労働部 就業支援センター	
監査対象期間	平成26年11月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月22日、11月27日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1)自動販売機の設置を目的とした県有財産使用料について、収入科目が「その他行政財産使用料」ではなく、「職員宿舎内行政財産使用料」となっていた。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>担当者(起案者)が、調定伺い作成時に財務会計システムで誤った科目を選択してしまった。他のスタッフ(参照者等)も、誤りがあることに気づかず、チェック機能が働かなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに更正命令書を作成し、科目の更正を行った。</p> <p>今後は、調定伺いに入力されている科目に</p>

	誤りがないか、起案時や参照時等の確認を徹底し、再発防止に努める。
--	----------------------------------

監査対象所属	農政部 西部家畜保健衛生所	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年10月	
監査実施日	平成28年1月7日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬委託契約は単価契約であるが、予定数量には廃棄物の総量(t)、単価には運搬に係る車両1台あたりの単価が記載されており、違約金条項に定められた違約金の算出ができないものとなっていた。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>当収集・運搬契約とは別に処理委託契約を別業者と締結しているが、この予定数量が「廃棄物の総量(t)」だったため、一連の契約との認識からこれを予定数量としていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成27年度の当契約については契約締結済みであるため、変更契約により予定数量を「廃棄物の総量(t)」から「運搬に係る車両台数(台)」に改めた。</p> <p>今後はチェック機能を強化し、契約に関する事務の適正な執行に努める。</p>

監査対象所属	農政部 水産技術センター	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月7日、11月5日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 2件(財産1、重点事項1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 5筆</p> <p>2) 平成26年度本所の浄化槽保守点検清掃業務について、浄化槽保守点検業務の登録が更新されていない業者と委託契約していた。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>未登記5筆のうち、3筆は買収当時(昭和47年前後)相続絡みで未登記になっていたものであり、以後も多くの相続人が死亡しており権利関係が錯綜している。残り2筆は民間会社から買収したものであるが、すでに倒産しており連絡が取れない状態である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>買収から40年余りが経過して状況の把握が非常に困難であるが、未登記の解消に向け権利関係者の調査等を継続して実施する。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>浄化槽保守点検清掃業務委託の際、登録の確認を行わなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>当該業者については林務環境事務所に対して知事登録の申請を行い、平成27年10月16日付けで登録が行われた。今後は点検業務委託の際、登録通知等により登録の有無について確認を実施する。</p>

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター（病害虫防除所）	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月20日、11月17日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 2件（重点事項2）</p> <p>1）浄化槽法で2か月に1回以上行うことが義務づけられている浄化槽の保守点検について、3か月に1回実施する旨の委託契約が行われていたものがあった。</p> <p>2）自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付け及び電気通信線路の設置を目的とした行政財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>施設に設置してある浄化槽処理方式の理解に誤りがあり、浄化槽法で定められている必要回数を下回る契約を業者と締結してしまった。また、業者との契約時の確認が不足していた。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>浄化槽法の再確認と施設内の浄化槽処理方式について再確認を行った。また、契約業者と変更契約を締結し、必要回数を確保した。</p> <p>2）（発生原因の検証結果）</p> <p>担当者の人事異動と契約更新の時期が重なり十分な確認がなされなかった。また、事務引継書の事務手続きに誤りがあったため、報告が遅れてしまった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>監査での指導後、速やかに移動報告を行った。また、引継書の移動報告時期を「年度末」から「直ちに」と訂正した。</p>

監査対象所属	農政部 畜産試験場	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月21日、11月27日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 2件（支出1、給与1）</p> <p>1）日本畜産学会参加に係る経費について、資金前渡の事務手続きを行っていたが、資金前渡日の前日に私費で支払っていた。その後、経費については、資金前渡日に参加者の口座に振り込まれ、そのまま精算されていた。</p> <p>2）児童手当について、職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知等の作成及び受給者への交付を行っていないものがあった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>資金前渡支払の手続きを把握していなかった</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>再発防止策として、資金前渡の手続きを職員に徹底するとともに、書類回議の際のチェック機能を更に強化していく。</p> <p>2）（発生原因の検証結果）</p> <p>児童手当の支給事務手続きを把握していなかった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>直ちに支給事由消滅通知の作成及び受給者への交付を行った。また、再発防止策として、今後は厳正に要領の内容を確認することとし、併せて、書類回議の際のチェック機能</p>

	も更に強化していく。
--	------------

監査対象所属	農政部 酪農試験場
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月19日、11月17日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 4件(収入2、財産1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 受精卵払い下げ代金 平成27年度分 先数1件 210,600円</p> <p>2) 受精卵払い下げ代金について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていないものがあった。</p> <p>3) 公有財産の使用許可事務において、使用許可期間を更新したものがあったが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p> <p>4) 牛の登録等の証明書発行等に係る委託は単価契約であるが、契約書に予定数量の記載がなかった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果) 受精卵の払い下げについては、相手方が固定された団体又は資格者であり、納入が確実であったことから、収納の確認不足があった。 (今後の対応策等) 予備監査後、直ちに相手方に口頭連絡により納入を要請し、数日後に全額納入を確認した。 また、相手方を訪ね、口頭注意するとともに支払い事務の是正を要請した。 今後は、財務会計システムでのこまめな納入状況確認及び期限が近づいた相手方に連絡を取り納入を促すなどの対策により、確実かつ速やかな納入となるよう徹底する。</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 受精卵の払い下げについては、相手方が固定された団体又は資格者であり、納入が確実であったことから、今まで未納により督促をした事例が無く、督促状発付について認識不足があった。 (今後の対応策等) 今後は、財務会計システムでのこまめな納入状況確認及び期限が近づいた相手方には連絡を取り納入を促すなどの対策により、期限内納入となるよう努めるとともに、納入の確認ができない案件については、規定に基づき督促状を発行していく。</p> <p>3)(発生原因の検証結果) 公有財産の使用許可後の手続きについて担当者の認識不足があった。 (今後の対応策等) 予備監査後、速やかに移動報告を行い、公有財産台帳への掲載を確認した。 今後は報告漏れのないよう、年度当初において再度確認し、規定に基づき適正に事務処理を行うことを徹底する。</p> <p>4)(発生原因の検証結果) 当初の起案文書には予定数量を別葉で起案してあったが、契約書の製本時に添付し忘</p>

	<p>れていた。担当者の確認不足があった。 (今後の対応策等) 予備監査後、直ちに契約書の相手方に連絡するとともに、文書にて予定数量の通知を行った。 また、事例をもとに、契約を交わす際、複数担当者でのチェックを行うよう所属内にて周知徹底を図った。</p>
--	--

監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月14日、11月11日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件(物品1、財産1)</p> <p>1)生産物を売却しているが、平成27年度分について、財務規則第238条に定める生産物出納簿が作成されていなかった。</p> <p>2)自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付に係る賃貸借契約書において、貸付場所の記載に誤りがあるものがあった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果) 平成27年度に集計システムを作成しデータ入力したが、担当者が生産物出納簿の紙出力を失念した。また、所属内のチェックが徹底されていなかった。 (今後の対応策等) 監査後速やかに出力を行い、販売実績ごとに出力するよう徹底した。</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 契約書の作成時に貸付場所の確認が徹底されなかった。 (今後の対応策等) 貸付場所の変更契約を取り交わした。 今後は、契約書作成時の内容確認を徹底する。</p>

監査対象所属	県土整備部 中部横断自動車道推進事務所
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月13～15日、11月25日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件(工事1)</p> <p>1)中部横断自動車道泥之沢川工事用道路3工区改良工事(明許)及び一般県道割子切石線道路改良工事において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されている変更契約の内容が、変更設計書の内容と一致していなかった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果) 変更契約の事務処理を行う際、情報公開サービスの掲載内容を修正していなかった。 (今後の対応策等) 指導を受けた翌日に県土整備総務課に連絡し、掲載内容の修正を行った。 今後は、チェック体制を強化し、再発防止に努めていく。</p>

監査対象所属	県土整備部 新環状・西関東道路建設事務所
監査対象期間	平成26年7月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月7～8日、11月6日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1)新御坂トンネル天井板撤去関連工事の請負業者が使用した電気使用料金の調定について、仮設電源の電気料金算定基礎とした電力量料金等の単価が消費税込みであるにもかかわらず、電力量料金等の単価に使用量を乗じた金額に再度消費税額を加算したため、過大に算定されていた。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>調定額の算定内容に対する担当職員及び決裁関係者の確認不足である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>電気使用料金の過納分を速やかに請負業者へ返還した。また、同様の事務処理ミスが生じないように、再発防止に向け、全職員に周知し、注意喚起を図った。</p>

監査対象所属	中北教育事務所	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年10月	
監査実施日	平成28年1月7日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(給与1)</p> <p>1)複数校を兼務する初任者研修拠点校指導教員の旅費について、過払いとなっていたため、れい入を行っていたが、金額の算定に誤りがあり、れい入額が過少となっていた。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>れい入処理の際の内容確認が不十分であったため、れい入額が過少となっていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>れい入額を再計算し、該当職員から過払い分のれい入処理を行った。今後、なお一層関係法令等を確認し、適切な事務処理に努めていく。</p>

監査対象所属	峡南教育事務所	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年10月	
監査実施日	平成28年1月7日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(給与1)</p> <p>1)所得税の扶養控除の対象である扶養親族の数が、平成26年4月から減少した教員の給与について、扶養親族数を変更せず、所得税を過少に控除していた。また、年末調整は正しく行われていたが、平成27年1月以降も扶養親族数を訂正せず、所得税を過少に控除していた。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>早川中学校において、年度当初から職員の扶養親族数が減少していたが変更入力を失念してしまっていた。その後、年末調整時に親族数の変更気づき、正しい扶養親族数を入力し年末調整を行ったので、その時点で入力したデータが毎月の給与から差し引かれる所得税の扶養親族数のデータとして反映されるものと思い込み、修正入力しなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>各学校へは年末調整入力時に会計課通知により指導しているところであったが、今後は年度初め時や研修会等においても注意喚起を行い、扶養親族数が適正かどうか確認する機会を増やせるよう努める。また、事務所</p>

	の学校訪問時の確認事項にも加えて、適切な源泉徴収事務が行えるよう指導の徹底を図る。
--	---

監査対象所属	富士・東部教育事務所
監査対象期間	平成26年10月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月29日、12月1日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 4件(支出1、給与3)</p> <p>1) 常時所要の経費として有料道路通行料を資金前渡しているが、平成26年12月分の精算を行った際に、繰越額と現金残高の突合を怠ったため、誤った金額の前渡資金精算書で精算されており、当月利用分1件が精算漏れとなっていた。また、当該利用分については、財務規則第72条第2項に定める期日を超えて精算されていた。</p> <p>2) 明見中学校及び富士見台中学校において、職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計 39,526円)</p> <p>3) 初狩小学校の林間学校に係る旅費について、不要な旅行雑費を支給していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成26年12月分の有料道路通行料の精算を1月5日に行った際に、繰越額と現金の残高の突合を誤り、12月1日利用分1件が精算漏れとなってしまった。また、後日これに気づき、当該利用分の精算を1月27日に行ったため、財務規則に定める精算期日を超えてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後、このようなことのないよう、支払簿に記入し現金管理を徹底する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>明見中学校は、担当職員が事務処理に不慣れであったため現金支給に気づくのが遅れ、過年度の特殊勤務手当 3,000円が4日遅れの支給となってしまった。また、富士見台中学校は、担当職員が休暇のため他の職員に支給を依頼していたが、事務処理に不慣れなため、過年度の扶養手当 36,526円が1日遅れの支給となってしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>該当中学校から経緯を聴取し、再発防止を徹底した。</p> <p>また、管内の66の小中学校の校長及び事務職員に対して、会議の場で注意を喚起するとともに、ミスが起きやすい年度始めの給料日前に改めて各小中学校に対応を周知徹底する等ミス防止に努めていく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>県外旅行を含む1泊2日の林間学校であったため、長野県を旅行した初日と同様に、県内旅行のみの2日目においても不要な旅行雑費4人分4,800円が過大支給されていたものであり、初狩小学校の旅費請求誤りと当事務所の審査が不十分であったことが要因。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は旅行の行程がわかる資料で十分に目的地を確認するとともに、旅行命令簿チェック時の学校への聞き取り確認を徹底し、再</p>

<p>4) スクールカウンセラーの報酬について、通勤手当が過大に支給されていたものがあった。</p>	<p>発防止を図る。 また、各小中学校に対して、担当研修などの機会を捉えて、旅費事務の適正処理徹底を指導していく。</p> <p>4)(発生原因の検証結果) 支出命令書の入力ミスを決裁時に十分確認できず、1円が過大支給となってしまった。</p> <p>(今後の対応策等) 今後はミス等ないように支出命令書チェックを複数で確認することを徹底し、再発防止を図る。</p>
--	---

監査対象所属	総合教育センター	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月5日、12月21日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(契約1) 1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果) 「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の内容を正しく理解していなかったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等) 通知の内容を改めて確認し、今後は通知に則って適正な契約事務を行う。</p>

監査対象所属	図書館																									
監査対象期間	平成26年10月～平成27年9月																									
監査実施日	平成27年12月4日、平成28年2月3日																									
	監査の結果	講じた措置																								
	<p>(指導事項) 1件(物品1) 1) 図書等の管理において不明・未返却資料が、次のとおり認められた。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>不明資料</td><td></td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>352点</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>82点</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>39点</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>76点</td></tr> <tr><td>合計</td><td>549点</td></tr> <tr><td>未返却資料</td><td></td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>68点(75点)</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>57点(71点)</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>147点(3,408点)</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>4,509点(311点)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,781点</td></tr> </table> <p>()内は、平成26年12月10日時点の</p>	不明資料		平成24年度	352点	平成25年度	82点	平成26年度	39点	平成27年度	76点	合計	549点	未返却資料		平成24年度	68点(75点)	平成25年度	57点(71点)	平成26年度	147点(3,408点)	平成27年度	4,509点(311点)	合計	4,781点	<p>1)(発生原因の検証結果) 不明資料 不明資料の発生原因としては、主として次の2点が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の手続きを経ないまま館外へ持ち出され戻されない。 ・蔵書点検や書庫作業等の際に所定の場所になく所在が確認されない。 <p>未返却資料 未返却資料は正規の手続きを経て貸し出されたが返却されない資料のことで、1日でも返却期限を過ぎれば未返却資料である。平成27年度予備監査日の未返却資料は4,509点だが、返却期限から3ヶ月以上経過した8月31日以前からの未返却資料は311点であ</p>
不明資料																										
平成24年度	352点																									
平成25年度	82点																									
平成26年度	39点																									
平成27年度	76点																									
合計	549点																									
未返却資料																										
平成24年度	68点(75点)																									
平成25年度	57点(71点)																									
平成26年度	147点(3,408点)																									
平成27年度	4,509点(311点)																									
合計	4,781点																									

<p>未返却資料。平成27年度()内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの(平成27年12月4日時点で3回目の月末督促の対象になったもの)。</p>	<p>り、未返却資料の大半は期間を置かず返却されている。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。</p> <p>不明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BDS ゲート(不正持ち出し防止装置)を設置し、不正持ち出しの防止を図っている。 ・館内に防犯カメラを設置し、作動中であることを表示している。 ・職員による書架エリアの巡視の強化や協力員による館内外の巡視により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。 ・紛失の多い雑誌の最新号はカウンター内で管理し、閲覧希望があった際に職員が手渡している。 ・利用案内や広報活動などを通じて啓発活動を行い、利用マナーの向上を図っている。 <p>未返却資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。 ・貸出の際、返却日を明記した貸出票を出力し、返却期限の厳守をお願いしている。 ・返却期限が過ぎても返却されない場合は、各月末にハガキで、年度末にはハガキや電話で督促し、予約がある資料等については、随時督促を行って回収に努めている。 ・督促によっても資料を返却しないときは、「山梨県立図書館運営規則」に基づき、貸出の許可を与えない措置をとり、再発防止を図っている。
---	---

監査対象所属	博物館	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月12日、12月21日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指摘事項) 1件(予算1)</p> <p>1)平成27年3月28日から5月18日に開催された企画展の協定書において、債務負担行為の設定等をしないまま、2か年度にわたり負担金を支払う内容となっていた。このため、協定書に記載された平成27年度分の負担金の欄が「平成27年度当初予算額」と記載されており、金額が表示されていなかった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>当該企画展を行うにあたり、開催期間は2か年度にまたがるものの、費用については明確に分けることができるため、債務負担の設定を行わず、単年度の予算要求を行ったが、一つの企画展として開催期間を通しての協定書を作成した。</p> <p>このため、協定書作成の際には、当年度分の予算のみ確保されており、翌年度分の予算については議決を経していない状態であったことから、協定書において当年度分を記載し、</p>	

<p>(指導事項) 3件(給与2、契約1)</p> <p>1) 扶養手当の支給終了に係る認定について、事実の生じた日が月の初日である場合は、支給の終期は前月までとなるが、終期を当月までとしたため、過払いとなっていた。また、当該扶養者の認定取消に係る扶養親族届が未提出にもかかわらず、扶養手当の支給を終了していた。</p> <p>2) 非常勤嘱託職員の給与に係る社会保険料の算定に誤りがあり、控除額が過少となっていた。</p> <p>3) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>翌年度の金額は記載しなかった。 (今後の対応策等) 指摘のあった債務負担行為の設定については、今後予算編成担当部局(学術文化財課、教育庁総務課、財政課)と協議を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 支給の終期について、職員の認識不足があった。また、人事給与システムで手当支給廃止の処理を行い、扶養親族簿へ終了年月日を記載したことをもって、事務処理を終えたものと誤認していた。 (今後の対応策等) 扶養親族届は該当職員から提出済み。過払いとなっている扶養手当については返還手続き中である。今後は規則を熟知し、手当に係るチェックリストを活用して事務処理ミスが生じないようにする。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 社会保険料算定の基礎となる標準報酬月額について、年金事務所からの改定通知が当月中旬以降だったため、適用が翌月からであると誤認してしまった。 (今後の対応策等) 不足分については当該職員から徴収済み。今後は改定時期や適用月を確認し、事務処理ミスが生じないようにする。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 出納局長通知については長期継続契約を締結できる契約を示したものであり、単年度契約を行う場合は協議等不要と認識していた。 (今後の対応策等) 今後は運用に則って、出納局長への協議を行う。</p>
--	---

監査対象所属	考古博物館(埋蔵文化財センター)
監査対象期間	平成26年10月~平成27年9月
監査実施日	平成27年12月2日、平成28年1月22日
<p style="text-align: center;">監査の結果</p> <p>(指摘事項) 1件(その他1)</p> <p>1) 給与に関する事務や物品に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する不適切な事務処理が多数あった。 指導事項 5件(給与1、物品3、財産1)</p> <p>JR使用による旅費において、往復同一区間でかつ片道601km以上の乗車賃に対</p>	<p style="text-align: center;">講じた措置</p> <p>1) 指導事項の各項目については、対応可能な項目は速やかに対処するとともに、継続的な対応が必要な項目は、改善に努めていく。 今後は、事務処理ミス等の再発防止に向けた対策等を参考に事務処理の適正化を図る (発生原因の検証結果) JR使用による旅行で片道601km以上</p>

<p>し、往復割引の適用をしていないものがあった。</p> <p>平成26年10月に購入した切手について、財務規則第243条に定める郵便切手類受払簿に記載されていなかった。また、郵便切手類受払簿が同規則で定められた様式となっていなかった。</p> <p>財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、一部帳簿と現品が一致していないものがあった。</p> <p>賃借物品である風土記の丘研修センター電子複写機外2件について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。</p> <p>公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p>の場合は往復割引の適用があることを、担当者が認識していなかった。 (今後の対応策等) 旅費制度及びその取扱について担当者をはじめ各職員へ再度周知徹底を図った。今後は所属内でのダブルチェックを徹底し、同様のミスのないよう努める。 (発生原因の検証結果) 購入(受入)即日に払い出す切手であっても受払簿に記載が必要であることを、担当者が理解していなかった。 (今後の対応策等) 受高・払高を帳簿に記載するとともに、様式を財務規則で定めるものへと修正した。また同様なミスが生じないように規則、通知等を確認し事務処理を行うよう職員に周知徹底した。 (発生原因の検証結果) 現品確認の徹底を怠ったことによる。 (今後の対応策等) 再度現品確認を行い、帳簿を修正した。今後は正確な確認を徹底する。 (発生原因の検証結果) 長期継続契約による賃借の場合であっても占有物品受入調書の作成が必要であることを、担当者が理解していなかった。 (今後の対応策等) 当該賃借物品の占有物品受入調書を作成した。今後は占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成について、失念することがないように、所属のチェック体制を整えたうえで同様の事例の発生防止に努める。 (発生原因の検証結果) 同規則に基づく移動報告書の提出が必要であることを担当者が認識していなかった。 (今後の対応策等) 同規則第50条第2項により、速やかに報告した。今後は規則に基づき迅速かつ適正な報告を行うよう努める。</p>
--	---

監査対象所属	文学館
監査対象期間	平成26年9月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月10日、平成28年1月29日
監査の結果	
講じた措置	
<p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>出納局長通知については長期継続契約を締結できる契約を示したものであり、単年度契</p>

を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。	約を行う場合は協議等不要と認識していた。 (今後の対応策等) 今後、長期継続契約の対象となる委託契約について、出納局長通知に定められたものと異なる取扱をするときは、出納局長に協議を行うよう全職員に周知した。なお、当該委託契約については、システム更新に合わせて、平成28年1月から長期継続契約に移行している。
--	---

監査対象所属	北杜高等学校	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月15日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>長期継続契約の対象となる委託契約について、運用通知と異なる取扱をする場合の規定及び手続きについて、十分に理解していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>運用通知の内容について理解を深めるよう、担当内での認識の共有を図った。</p> <p>運用通知と異なる取扱をする場合の手続きについて、来年度の契約より出納局への協議を行うよう事務の是正を図った。</p>

監査対象所属	斐崎工業高等学校	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月28日、12月24日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 3件(収入1、物品1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料 過年度分 先数 1件 39,600円</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>債務者本人の所在が不明であり、保護者、連帯保証人との連絡もとれない状態が続いたため。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>改めて市役所に住民票の交付を申請したところ、債務者本人が他市へ転出していることが判明。</p> <p>現住所を訪問し居住を確認するとともに、催告書を発出したところ、平成27年12月から12回の分割納付誓約書が本人から提出された。</p> <p>平成27年12月以後は、この誓約書に基づき毎月3,300円が納付され、現在までに合計9,900円が納付されている。</p>

<p>2) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかった。</p> <p>3) 長期継続契約を行っている委託契約の契約期間について、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく契約期間とは異なる取扱をしていたが、同通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>今後も、誓約書に基づき納付されるよう必要に応じて指導していく。</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 財務規則第161条の規定は、職員に物品を貸与する場合には適用されないとの誤った認識があった。 (今後の対応策等) 直ちに物品貸付調書を作成した。今後は、外国語指導助手関連業務に関するチェックリストを作成するなどして再発防止を図る。</p> <p>3)(発生原因の検証結果) 通知の内容を十分に理解しておらず、出納局長への協議が必要であることを認識していなかった。 (今後の対応策等) 今後、長期継続契約業務に関するチェックリストを作成するなどして、通知と異なる取扱をする場合には必ず出納局長へ協議を行うこととする。</p>
---	---

監査対象所属	甲府第一高等学校	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月15日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指摘事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等のうち、連結送水管(消防用設備)の機器点検・総合点検が実施されていなかった。また、連結送水管の耐圧試験は3年に1回行うこととされているが、本来の実施すべき時期から1年以上経過した後に行われていた。</p> <p>(指導事項) 3件(給与2、契約1)</p> <p>1) バスを利用して通勤する者の通勤手当額については、6か月定期券とバスICカード回数券を利用する場合を比較し、安価な利用方法による金額で認定することとなっているが、算出額の誤りにより、過大に支給されていた。</p> <p>2) 臨時職員の特別賃金に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」を年金事務所に提出しなかったため、7月の特別賃金から控除していた社会保険料(合計21,672円)</p>	<p>1)(発生原因の検証結果) 担当者の認識不足により、機器点検・総合点検、耐圧試験を適切に行っていなかった。 (今後の対応策等) 平成28年3月9日に機器点検・総合点検を行った。 今後は、法令に基づき機器点検・総合点検、耐圧試験を適切に実施していく。 併せて、法定点検の未実施を防ぐため、法定点検設備と点検実施のチェック一覧表を整備する。</p> <p>1)(発生原因の検証結果) チェック漏れにより過大支給となっていた。 (今後の対応策等) 過年度処理を福利給与課あて依頼した。今後は、複数の職員によるチェックを励行していく。</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 担当者の失念により、社会保険事務所に報告することを忘れていたため、雑部金に滞留していた。</p>	

<p>が、雑部金に滞留していた。</p> <p>3) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>(今後の対応策等)</p> <p>雑部金に滞留していた社会保険料の支出を行った。今後は、定期的に雑部金の額を確認し、滞留しているものがないか確認していく。</p> <p>3)(発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の認識不足により単年度契約にする場合の協議を行っていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>廃棄物処理業務委託に係る単年度契約について、出納局長あて協議を行い、承認を得た。今後は、通知のとおり処理していく。</p>
---	---

監査対象所属	甲府西高等学校	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月15日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 2件(契約2)</p> <p>1) 校舎内廃棄物処理業務委託は単価契約であるが、契約書に予定数量の記載がなかった。</p> <p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>平成26年度の契約書において、契約書案に記載されていた「処理重量」を「予定重量」に書き換えなかったこと、並びに契約書(原本)の確認が十分でなかったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成27年度においては、契約書(原本)に予定数量を記載するとともに、内容の確認を行っており、改善済みである。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>当該通知を「できる規定」であるものと解釈していたため、従前から単年度契約を行っており、これまで指摘はなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今回の監査において指導された事案について、管理課と内容を確認するとともに、他所属の状況を確認した。</p> <p>今後は、指導内容の趣旨を尊重し、長期継続契約の対象となる委託契約のうち単年度契約を行うものについては、出納局長への協議を行うとともに適正な事務処理に努める。</p>

監査対象所属	甲府南高等学校	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月17日、平成28年1月14日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 2件(物品1、契約1)</p> <p>1) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、物品出納員への報</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>実務担当者が廃棄の事務処理を後回しに</p>

<p>告はされていたが、一部帳簿と現品が一致していないものがあった。</p> <p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>してしまった。 (今後の対応策等) 集計をし、廃棄処理を行った。 今後は各教科主任が取りまとめた結果を集計し、廃棄処理等適切な処理に努める。</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に定められたものと異なる扱いをしようとするときは、出納局長に協議しなければならないことを実務担当者が理解していなかったため、実務担当者が出納局への協議手続きを失念してしまった。 (今後の対応策等) 廃棄物処理業務について、出納局への協議手続きを行った。</p>
---	---

監査対象所属	甲府東高等学校	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月15日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 2件(収入2)</p> <p>1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約掛金について、5月に調定を起案していたが、決裁途中で差し戻しを受けた後、直ちに調定を修正すべきであったが、修正が10月と大幅に遅延していた。</p> <p>2) 学校施設開放における照明施設電気料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていないものがあった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果) 会計スタッフの指摘を受け修正事項を確認していたが、事務処理を失念してしまった。 (今後の対応策等) 今後は会計スタッフで指摘・指導された事項については、速やかに対応するとともに、複数によるチェック体制や事務処理の進捗を把握していくことで再発防止に努める。</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 収入未済の確認を行わなかったため督促状を発付する期限を過ぎてしまった。 (今後の対応策等) 今後は収納確認を適切に行い、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づき期限内に督促状を発付し、適正な債権管理を図る。</p>

監査対象所属	甲府工業高等学校	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月20日、平成28年1月14日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 4件(収入2、給与1、物品1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>	<p>1、2)(発生原因の検証結果) 担当者が納期限後の納入確認作業を怠っ</p>

<p>行政財産使用料 平成27年度分 先数1件 100,940円</p> <p>2) 行政財産使用料について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が行われていなかった。</p> <p>3) 児童手当について、職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものがあった。</p> <p>4) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、十分な確認が行われておらず、物品出納員への報告もなかった。また、一部帳簿と現品が一致していないものがあった。</p>	<p>た(債務者は納付書の不到達を主張)。(今後の対応策等)</p> <p>督促状を11月20日付けで発付するとともに、納付書を再発行し、即納付された。今後は、行政財産使用料納期限前後において、財務システムの「未収入一覧表」及び「督促対象一覧表」の各帳票を印刷し、納期限後未収入となっている債権の把握を確実にを行い、財務規則に則り督促状を発付する等、適切に事務を行う。</p> <p>また、当該案件を含む本校関係者への納付書3件を「センター発送」とせず、「所属経由」とし、納付書を確実に債務者へ渡す。</p> <p>3)(発生原因の検証結果)</p> <p>担当者が児童手当事務取扱要領の規程を承知していなかった。(今後の対応策等)</p> <p>今後は児童手当事務取扱要領第5条及び第10条の規程に基づき適切に事務を行う。</p> <p>4)(発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の作業開始が遅れたため。(今後の対応策等)</p> <p>今後は事務担当者一人ではなく、各科の教員にも依頼し、全校的な体制で計画的に調査を実施し、財務規則に則り期限までに物品出納員へ報告する。また、一部現品と帳簿が一致していなものであるについては、過去の処分時に帳簿上の棄却処理をしていなかったものを物品システムにより処理した。</p>
--	--

監査対象所属	甲府城西高等学校	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月20日、平成28年2月5日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 4件(給与3、契約1)		
1) 入試前日(入試問題保管業務)及び採点前日(解答保管業務)の宿直勤務について、宿日直手当が支給されていなかった。		1)(発生原因の検証結果) 担当者が実績簿の確認と人事給与システム入力を失念していたため。 (今後の対応策等) 監査指摘後、翌月給与で対象者に支払いを行った。過年度支出であったため、現金支給となった。 実績があった場合、入力漏れがないよう事務室内で確認を行った。 平成27年度分については、入力忘れがないよう入試直後に実績簿の確認と人事給与システムへの入力を行った。
2) 児童手当について、次のとおり不適切な事		2)(発生原因の検証結果)

<p>務処理があった。</p> <p>職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知等の作成及び受給者への交付を行っていないものがあった。現況届の取扱者欄に押印がなかった。受給者台帳に現況届の審査結果に係る事項が記載されていなかった。</p> <p>3) 期間採用教員に係る社会保険料について、資格喪失日を誤って届け出たため、納付額が過大となっていた。</p> <p>4) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>事務手続きについての理解が不足していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>速やかに通知書を交付、また、押印、記入の措置を行った。2月8日の児童手当支給に際し、これらの状況を再確認し手続きを行った。</p> <p>児童手当事務取扱要領等を確認し、事務手続きに漏れがないよう努める。</p> <p>3)(発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の誤認による手続き誤りがあった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>社会保険事務所への手続きを行い、12月支払社会保険料において調整修正された。</p> <p>今後は、期間採用職員等の継続加入の要否について慎重に判断し、誤りなく手続きするよう努める。</p> <p>4)(発生原因の検証結果)</p> <p>手続きについて、認識不足があった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>当該契約について、ソフトとハードを一体的にした長期継続契約を締結する準備を進めている。</p>
--	--

監査対象所属	甲府昭和高等学校
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月
監査実施日	平成27年12月15日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 3件(給与1、物品1、契約1)</p> <p>1) 全国大会の引率に係る旅費において、宿泊に要する経費として室料相当分及び夕・朝食代相当分を支給していたが、宿泊料に朝食代が含まれており、朝食代に相当する経費が過大に支給されていた。</p> <p>2) 平成27年3月に購入した官製はがきについて、財務規則第243条に定める郵便切手類受払簿に記載されていなかった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>旅費に係る事務において、宿泊料の領収書内容中の朝食代部分の記載の見落としによる。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>該当の旅費を支給した職員に事情を説明した上でれい入の手続きを行った。</p> <p>通常の旅費における確認事項ではあるが、今回の事例をふまえて、旅費確認時の注意事項とした。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>使用目的が決まっている購入だったため、購入後直ちに払出しという流れで事務を進めたことが原因で郵便切手類受払簿から漏れていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>郵便切手類受払簿に記載を行った。</p> <p>今後、ハガキ・切手を購入する場合(決まった目的で購入するハガキ類については、購</p>

<p>3) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>入後直ちに払出しとなるケースが多いため) 負担行為に管理方法について必ず明記するようにした。</p> <p>3)(発生原因の検証結果) ゴミ処理業務について、長期継続契約の対象であるとの認識がなく、前年を踏襲していたことが原因と考えられる。</p> <p>(今後の対応策等) 長期継続契約の対象となる業務は通知により限られているため、毎年3月には確認・検討を行う。</p>
--	---

監査対象所属	農林高等学校	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月15日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 3件 (支出1、契約1、重点事項1)</p> <p>1) 安全運転管理者に対する講習の受講に要する経費について、公費で支出していなかった。</p> <p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p> <p>3) 自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果) 資格取得に対して個別的資格という概念から私費で対応していた。</p> <p>(今後の対応策等) 安全運転管理者は所属に設置するという事に鑑み、今後は公費で支出する。</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 委託業務の内容から長期継続契約の対象外であると捉えていたため、出納局長への協議を行っていないものがあった。</p> <p>(今後の対応策等) 今後は、長期継続契約の対象となるかどうかを事前に相談することや、対象となった場合に単年度契約にするなどの異なった扱いを行う場合は、出納局へ協議することを徹底する。</p> <p>3)(発生原因の検証結果) 自動販売機に係る契約締結後、管財課へ結果の報告を行ったが、それによって財産の移動報告がなされたものと考えていた。</p> <p>(今後の対応策等) 今回指導された内容は直ちに報告を行った。今後は定期的に財産管理台帳を確認するなどして報告漏れが生じないように徹底する。</p>

監査対象所属	巨摩高等学校	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月15日	
	監査の結果	講じた措置

<p>(指導事項) 2件(物品1、財産1)</p> <p>1) 物品の購入において、物品要求書の限度額欄に消費税に相当する金額が含まれていなかったため、当該限度額を超えた支払いを行っていた。</p> <p>2) 送電線の線下敷に係る行政財産使用料の算定において、当該土地の1m²当たりの価格(1円未満切り捨て)を算出後に障害率を乗じるべきところ、公有財産台帳の土地総額に障害率を乗じて1m²当たりの価格を算出したため、調定額が過小になっていた。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>本来であれば、消費税を含めた金額を物品要求書の限度額として設定すべきところを消費税抜きの金額で設定してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後、算定の際には慎重に確認を行うとともに、決裁時においても慎重にチェックし再発防止を図る。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>過去に使用許可をした際に算定方法を誤っており、その算定額について毎年度調定を行っていたため、5年間で合計143円の差額が生じた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>使用許可する際には慎重に算定を行い、複数年度に渡り使用許可しているものについて、その許可期間内であっても毎年度確認を行うとともに、決裁時のチェックも慎重に行い再発防止を図る。</p> <p>なお、算定に誤りがあったもののうち、許可期間内のものについては変更許可手続きを行うとともに、期間満了後の分についても差額分について調定し、全て収納済みである。</p>
---	---

監査対象所属	白根高等学校
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月17日、平成28年1月7日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件(支出1、財産1)</p> <p>1) 電話料金と水道料金の公共料金資金前渡口座からの振替を目的とした支出命令において、振替日を支払日に指定していなかった。また、水道料金の支出命令が遅れたため、先に入金されていた電話料金から水道料金が振替となり、電話料金は、水道料金から振替えられていた。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>支出命令の支払日と口座からの引落日を合わせる必要はなく、引落日より前に入金すればよいと誤認していたため、振替日を支払日に指定していなかった。</p> <p>また、水道料金の支出命令の遅延については、金融機関への口座振替の手続き後に、振替開始日について確認不足であったことから、振替日に水道料金が口座へ入金されていなかったため、電話料金として入金していた金額から引き落とされてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>最初の振替以後、支払日と口座振替日を合わせるよう是正済みである。</p> <p>また再発防止のため、平成27年度から始まった仕組みである「まとめでの資金前渡」について、担当内職員に周知徹底を図り理解</p>

<p>2) 借受財産(散水施設用地)について、借受料が改定されていたが、山梨県公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p>	<p>を深めた。</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 使用許可の更新など他の公有財産の移動報告は行っていたものの、借受料の変更について必要だとは認識していなかったため、報告漏れとなった。 (今後の対応策等) 直ちに移動報告を行った。 また、次回の移動報告を遺漏することがないように、引継書に移動報告が必要となる旨を記載することとした。</p>
---	--

監査対象所属	増穂商業高等学校		
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月		
監査実施日	平成27年11月17日、平成28年1月8日		
	監査の結果		講じた措置
	<p>(指導事項) 2件(物品1、契約1)</p> <p>1) 備品の管理において、既に棄却されているながら、財務規則第159条に定める物品返納書及び同規則第164条第2項に定める物品棄却調書が作成されていないものがあった。また、物品返納書は作成されていたが、物品棄却調書が作成されていないものがあった。</p> <p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>		<p>1)(発生原因の検証結果) 物品返納書・物品棄却調書と、実際に返納・棄却した物品との突合をしていなかったため、作成漏れがあった。 また、物品返納書は作成したが、年度内に棄却調書を作成すべきことを失念し、作成していなかった。 (今後の対応策等) 直ちに物品返納書・物品棄却調書を作成し、作成漏れがないか再度突合を行った。 また、年度内に作成しなかった物品棄却調書は、4月に判明後、直ちに作成し、前任者とともに再度確認を行った。 今後は、物品返納・棄却の事務手続きが適切に行われるよう職員に周知を図るとともに、年度末の事務手続きのチェック項目とし、再発防止に努める。</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 浄化槽維持管理業務について、長期継続契約の対象とされる契約であることの認識がなかったため、出納局長への協議をせず、単年度契約を行っていた。 (今後の対応策等) 来年度の契約内容を検討し、出納局長への協議を行った。 今後は、長期継続契約の対象とされる委託契約について、条例等を基に職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>

監査対象所属	峡南高等学校		
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月		

監査実施日	平成27年11月13日、平成28年1月8日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 3件(収入1、給与2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数3件 233,800円</p> <p>2) 源泉所得税額を控除して支払われた防災アドバイザー講師に係る旅費のれい入に伴い生じた源泉所得税の還付金について、収入科目を「取消控除金」とすべきところ「俸給・給料等」としていた。また、当該還付金について、雑部金から旅費へ更正が行われていなかった。</p> <p>3) 児童手当について、職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものがあった。</p>	<p>1)(今後の対応策等)</p> <p>平成21年度まで徴収していた授業料の滞納であり、現在3名の授業料滞納者については、1度の納付額は少額であるが、毎月定期納付が実施されている。今後も、自宅への訪問による納付を基本に滞納整理事務の促進を図る。</p> <p>なお、委員監査日以降も上記による滞納整理事務を継続したところ、平成28年3月25日現在、先数3件、196,800円の滞納額である。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>旅費のれい入に伴い生じた源泉所得税の還付金について、調定伺いにより雑部金へ処理したことで完了したと認識していた。そのため、指導を受けるまでその誤りに気づかなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、この事例を教訓として引継書に記載し、速やかに処理を行う。</p> <p>3)(発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の知識不足や前任者の引継不足により、業務を把握しておらず、通知の作成を行わなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>速やかに額改定通知を作成し、受給者への交付を行った。また児童手当事務取扱要領を確認し、直近の改定通知の必要件数についても把握した。</p> <p>今後は、改定等の通知を全職員に共有化し、受給対象者には規定どおりの対応を行う。</p>

監査対象所属	身延高等学校	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月13日、12月24日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 3件(収入1、給与1、物品1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 行政財産使用に伴う電気料等 過年度分 先数1件 158,589円</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>督促状発付による督促と定期的な訪問による交渉を重ねたが、納人の経済状況が厳しく、支払が滞ってしまった。</p> <p>26年度収入未済だった158,589円については、監査実施時には、既に完納しており、27年度現在収入未済はない。</p>

<p>2) 児童手当の支給開始時期に誤りがあり、翌年度に支給されていた。</p> <p>3) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかった。</p>	<p>(今後の対応策等)</p> <p>納期限を毎月確認し、少しでも滞ることがあれば早急に対応し、粘り強く交渉を重ねる。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>支給額の改定は、やむを得ない理由がある場合を除き、請求の翌月からであるが、出生が、やむを得ない事情にはあたらないと誤った理解をしていたため、1ヶ月分支給不足が生じた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>関係書類を熟読し、正確な事務処理を行う。事実発生年月と申請年月が異なる場合、同月内であっても日数が経っている場合、月の初日や末日に事実発生年月日や申請年月日があたる場合等について、特に注意する。</p> <p>3)(発生原因の検証結果)</p> <p>物品の貸付事務について、認識不足だった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査にて指導を受けた後、速やかに作成した。</p> <p>財務規則を熟読し、適正な台帳管理を行い、再発防止に努める。</p>
---	--

監査対象所属	笛吹高等学校
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月
監査実施日	平成27年12月10日、平成28年1月29日
監査の結果	講じた措置
<p>(指摘事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 平成26年度の生産物の売払及び売払代金の納入業務について、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>生産物の売払及び売払代金の納入業務を購買に行わせるためには、委託販売契約を締結すべきであったが、校長から購買の代表者への委任通知に基づき行っていた。</p> <p>購買は、当該月分の売払実績を集計して速やかに校長に報告することとされていたが、平成26年10月から平成27年1月分の報告について催促を行わなかったため、報告が3月末と遅くなり、調定ができず売払代金の収納が遅延していた。</p> <p>(合計 2,193,510円)</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>公費を現金収納できるのは現金収納員であるが、購買という私人に校長からの委任通知のみで行わせており、委託販売契約が未締結であった(財務規則第44条の認識不足)。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>前年度までの「購買への委任」を見直し、校長と購買の間で「委託販売契約」を締結し、販売業務を購買への委託とし、詳細を明記した。</p> <p>(発生原因の検証結果)</p> <p>購買において、生産物売払状況の当月分の集計報告が遅れた原因は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校の農場が校舎と離れているため、運搬が困難である苗等の引き渡しを農場で直接行う場合があり、その際、生産物

<p>(指導事項) 3件(給与1、物品1、契約1)</p> <p>1) 平成27年2月に退職した代替教員の社会保険料について、前月に過大に控除していたものが、返還処理されていないものなど、社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。また、平成27年3月末の雑部金(社会保険料)の残額に誤りがあったが、そのまま繰越されていた。</p> <p>2) 図書備品の購入において、物品要求が1か月に5回行われ、全て同一業者から購入しており、まとめて契約すべきものを分割して発注していた。</p>	<p>の詳細を売上傳票により購買へ報告することとなっているが、内容の確認方法が適確ではなかった。</p> <p>・上記により、購買における日々のとりまとめ、当月分集計、また数ヶ月にわたる報告の遅れが生じることとなり、購買の売払実績の集計ができず、調定及び収納が遅延した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>購買における日々の販売分について、必ず同日中に集計し、金額を突合させる。</p> <p>また、農場引き渡し分については、まず農場職員が、複写による「販売伝票」に販売内容を明確に記入後、購買職員の立ち会いの下、引き渡し確認・現金の受領を行い、金額と突合させる。</p> <p>上記により、購買では、日々の集計、月ごとの集計を適確に行い、事務室に報告する。</p> <p>事務室では、購買からの報告内容を確認し、調定事務を進める。また、遅れが生じないように、購買を指導する。併せて、校内の購買に関する内規の一部改正を行った。</p> <p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>年度末に雑部金の繰越事務を行う際、雑部金受払簿の合計金額と支出命令書等における金額との確認を怠ったため、誤りを看過してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>毎月の支払事務が行われた後、雑部金の合計金額と、受入・支払額の内訳の確認を必ず行い、誤りがある場合には直ちに処理する。</p> <p>特に、報酬額の変更、職員の身分の変更があった場合、注意することとした。</p> <p>また、年度末には繰越整理簿との突合を項目ごとに行い、不備が生じないようにする。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>図書の購入はある程度まとめて行っており、学校行事が落ち着いた後の当該月に発注が集中したため、今回のような処理になり、1ヶ月に5回購入する結果になった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>図書の購入に際しては、図書室職員による要望のとりまとめ・図書の選定を行った後、発注を行うため、起案が分散したり集中してしまうこともあるが、事務軽減の観点からも効率的な発注に努めたい。</p>
---	---

<p>3) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>また、必要に応じて見積合わせによる契約を行うこととする。</p> <p>3)(発生原因の検証結果) 長期継続契約の対象となる業務の範囲について、通知に対する認識不足があった。 (今後の対応策等) 過去の通知内容を再確認するとともに、長期継続契約の対象となる業務委託に該当する場合には、通知に則した契約を行うこととした。</p>
--	--

監査対象所属	山梨高等学校	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年10月	
監査実施日	平成28年1月7日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指摘事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等のうち、自動火災報知機器等の点検は実施されていたが、消火器等の機器点検について、本来の実施すべき時期から3か月以上経過した後に行われていた。</p> <p>(指導事項) 2件(物品1、契約1)</p> <p>1) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式及び電気炊飯器について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかった。</p>		<p>1)(発生原因の検証結果) 消火器の機器点検については、従来から他の消防用設備等の点検業務委託契約とは別に実施しており、消防法令の確認が不十分だったため、6か月に1回行う点検を怠っていた。 (今後の対応策等) 平成27年度は、平成27年8月11日及び平成28年2月20日に専門業者による消火器の点検を行い、消防法に定める6か月毎の点検を実施した。今後は、消防法の規定を十分把握し、適時、適切な消火器の点検を行う。</p> <p>1)(発生原因の検証結果) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式及び電気炊飯器については、平成27年8月に外国語指導助手が交代し、退職者の貸付物品返却調書を作成した。 この際、新たに炊飯器を購入し貸与することとしたが、金額的に消耗品扱いであり、この場合の処理方法がわからず、また、現有品の本人の貸与希望がしばらくしないと本人にもよくわからないなどで、時間が経過し、監査当日まで、新たな外国語指導助手に対する貸与物品の貸付調書の作成を怠っていた。 (今後の対応策等) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式及び電気炊飯器について、財務規則第161条に定める物品貸付調書を作成した。外国語指導助手の交代は定期的にあるものではないので、事務引継を確実に実施するなど貸付</p>

<p>2) 自動火災報知設備保守点検業務委託において、契約書に定める委託概要書が添付されていないものや点検内容が明確になっていないものがあった。</p>	<p>物品の適切な管理を行う。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>自動火災報知設備保守点検業務委託においては、契約書作成の際の不注意や、記載内容に従来の文言をそのまま使用し、内容を十分精査していなかったことによる。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>点検業務は法令の規定に従い適正に実施していたことを確認した。今後は、業務委託の契約書の内容を見直すとともに、契約書の作成にあたっては不備のないよう十分注意する。</p>
--	---

監査対象所属	塩山高等学校
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月10日、12月21日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 5件 (収入1、給与1、物品2、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数 1件 133,300円</p> <p>2) 児童手当について、職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものがあった。</p> <p>3) 公用車の管理について、自動車管理要領に定める運転者名簿及び自動車使用簿が作成されていなかった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>本事案については、継続的に督促を行っているものの、債務者と直接会って話すことも難しい状況にあり、収入未済が発生している。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>債務者との面談の機会を持つことができ、新たに1,000円の納付があった。今後、債務者との接触機会を増やすなど、より効果的な督促を行い、収入未済の解消を図る。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>児童手当については、児童手当事務取扱要領に基づいて処理を行っているところであるが、本事案に関連する規定について確認が不十分であり、額改定を行うにとどまり、額改定通知の作成、受給者への交付がされなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>児童手当事務取扱要領の各規定を再確認の上、額改定通知を作成し、本人に交付した。今後は、手当の受給状況について随時確認するなど、チェック機能を強化し、再発防止を図る。</p> <p>3)(発生原因の検証結果)</p> <p>自動車管理要領の内容を把握していなかったため、運転者名簿及び自動車使用簿を作成していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>自動車管理要領を確認後、直ちに使用簿等を作成し、予備監査日以降から記入を行って</p>

<p>4) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかった。</p> <p>5) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>いる。今後は、要領に基づく処理が適切に行われるよう職員へ周知徹底していく。</p> <p>4)(発生原因の検証結果) 財務規則第161条について、内容を熟知しておらず、物品貸付調書を作成していなかった。 (今後の対応策等) 直ちに財務規則第161条を確認し、物品貸付調書の作成を行った。 今後は、財務規則に基づく処理が適切に行われるよう徹底していく。</p> <p>5)(発生原因の検証結果) 「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の内容を把握しておらず、該当しないものと判断していた。 (今後の対応策等) 「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の内容を確認した。指摘のあった浄化槽保守点検については、本校の場合経年劣化による機器の故障が多くなり、今後長期継続契約しても委託内容の変更を行う可能性があるため、次年度以降単年度契約したい旨を出納局長へ協議し、承認を受けた。今後は、長期継続契約の対象となる契約については、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」に基づき適切に事務処理が行われるよう徹底していく。</p>
---	--

監査対象所属	都留高等学校	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月15日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 4件(収入1、給与2、契約1)</p> <p>1) 行政財産使用許可に係る電気料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていないものがあった。また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。</p> <p>2) JR使用による県外旅費の支給において、旅</p>	<p>1)(発生原因の検証結果) 行政財産使用許可に係る電気料の収納状況について、把握されていなかったため、督促状の発付が行われず、延滞債権管理簿が作成されなかった。 (今後の対応策等) 行政財産使用許可に係る電気料の収納状況について、適宜確認することにより、期限内納付を目指す。期限内の納付が行われない場合は、速やかに督促状を発付し、延滞債権管理簿を作成する。なお、指摘を受けた債権については、既に納入済みである。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p>

<p>費条例第8条では「経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」と定められているが、合理的な理由がないにもかかわらず、運賃が高い経路で支給されているものがあった。</p> <p>3) 宿泊を伴う出張に係る旅費において、宿泊料に夕食代に相当する経費を加算していたが、算定額に誤りがあり、支給が過大となっているものがあった。</p> <p>4) 一般廃棄物運搬業務委託契約は単価契約であるが、単価が記載されていなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。</p>	<p>経済的かつ合理的な経路及び方法について、十分な確認がなされなかったため、適正な旅費支給が行われなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>経済的かつ合理的な旅費の金額を算出し、過払い分について、れい入処理を行った。今後、旅費の支給事務について、経済的かつ合理的な金額を算出し、適正な執行に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>宿泊料の算定に錯誤があったため、過大な旅費支給が行われた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>適正な宿泊代を算出し、過払い分について、れい入処理を行った。今後、宿泊を伴う出張に係る旅費の支給事務について、適正な執行に努める。</p> <p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>一般廃棄物運搬業務委託の契約について、単価契約としての認識がないまま、契約を行ってしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>一般廃棄物運搬業務委託契約の内容について、単価契約の内容になるよう変更契約を行った。今後は、契約内容の実態に即した契約事務の執行に努める。</p>
--	--

監査対象所属	桂高等学校	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月8日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(財産1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 1筆</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>県教育庁学校施設課において、未登記となっている1筆の解消に向けた手続きを行っているところである。</p>

監査対象所属	吉田高等学校	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月6日、12月22日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 2件(給与1、契約1)</p> <p>1) 四輪自動車を使用する者の通勤手当の認定において、「一般に利用しうる最短の経路の長さ」と認められない距離を通勤距離としたため、通勤手当が過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>雇用当初に本人が届け出た通勤距離を、十分に検証することなく認めたことにそもそもの原因があつた。</p> <p>その後の諸手当確認時には、所属・職員本人の相互が「当初の認定がこの距離で認めら</p>

<p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>れているのだから、この距離で問題ないのだろう」と考えてしまい、十分な確認・検証作業を行っていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>過去5年遡り、過支給となった分のれい入処理を行った。</p> <p>今後は、各職員の申請時に「通勤届の記入例」を配布し、適正な通勤距離の申請について周知する一方で、距離計算ソフトも利用し、適正な通勤距離の把握に努めることとする。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>長期継続契約の対象業務・事務処理手続に関して理解不足があり、事務処理を誤ってしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>ガスヒートポンプの保守契約については、長期継続契約の締結を進めている。</p> <p>印刷機の保守契約については、出納局へ協議を行い、長期継続契約としないことの承認を得た。</p> <p>今後は、起案に長期継続の通知等を添付し、年度・担当職員が変更しても事務処理に遺漏のないようにする。</p>
--	---

監査対象所属	富士北稜高等学校	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月6日、平成28年1月27日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 4件(収入2、支出1、物品1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料 平成27年度分 先数4件 89,100円</p> <p>2) 授業料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が行われていなかった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>保護者への督促の他、家庭訪問や保証人への納付依頼等できるだけことは行ってきたが、未納のそれぞれの家庭環境が厳しい状況である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>督促状を発送して納付を促すとともに、担任や学年主任等と連携しながら三者懇談等の機会を捉えて督促したり、誓約書を出させた上で保証人にも納付を促す等により未納抑止に努める。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>実務担当者が督促状の発付にあたって「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」等が存在することを理解していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p>	

<p>3) 3万円未満の寝具一式を購入する際の支出科目について、消耗品費とすべきところ備品購入費として処理されていた。</p> <p>4) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかった。</p>	<p>今後は、督促に必要な諸手続に係る知識について担当内で共有するとともに、引継書に記載する等により再発防止に努める。</p> <p>3)(発生原因の検証結果) 高校教育課からの令達の費目が備品購入費であることから備品であることを疑わなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 今般の指摘を踏まえて科目更正をした。 今後は、今回の指摘を担当内職員で情報を共有するとともに財務規則等で確認することにより、適正な事務処理に努める。</p> <p>4)(発生原因の検証結果) 実務担当者が調書作成の必要性を把握していなかった。また、前任者が死亡退職となったために引継がなされなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 必要となる手続が適切に行われるよう担当内職員で情報を共有するとともに、引継書に記載して後任者に正確に伝わるようにする。</p>
--	--

監査対象所属	富士河口湖高等学校	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月8日	
		<p style="text-align: center;">監査の結果</p>
<p>(指導事項) 2件(給与1、契約1)</p> <p>1) 代替職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計 196,391円)</p> <p>2) 除雪業務委託は単価契約であるが、契約書に予定数量の記載がなかった。</p>		<p style="text-align: center;">講じた措置</p> <p>1)(発生原因の検証結果) 対象の教員は、平成26年度に本校で期間採用教員としての勤務経験があり、既に福利給与課に「給与等口座振込依頼書」を提出していたため、今回においても当該口座に振り込まれるものと理解していた。また、現金支給となる場合は、出納局会計課からその旨の連絡があるものと誤認していた。</p> <p>(今後の対応策等) 給与支給明細書の現金支給欄の確認を徹底するとともに、給与支給日の通帳の記帳や人事給与システム上の確認を行うことで再発防止に努める。</p> <p>2)(発生原因の検証結果) 単価契約を十分に理解していなかったことが要因であり、またチェック体制も機能しなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 今後は、契約書作成の際は、必要事項の確実な記載を行い、契約内容に不備がないように適正な契約事務に努めるとともに、チェッ</p>

	ク機能を強化し再発防止に努める。
--	------------------

監査対象所属	中央高等学校
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月20日、平成28年1月19日
監査の結果	
講じた措置	
<p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>長期継続契約制度について、理解不足から単年度契約を行っていたうえ、運用通知と異なる取扱を行う場合に必要な出納局長への協議を行っていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>長期継続契約制度の理解に努め、運用通知と異なる取扱を行う場合には、出納局長への協議を行っていく。</p>

監査対象所属	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月6日、12月22日
監査の結果	
講じた措置	
<p>(指導事項) 2件(収入2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p> 教員宿舍入居料 平成27年度分 先数1件 19,340円</p> <p>2) 教員宿舍入居料について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿が作成されていなかった。</p>	<p>1、2)(発生原因の検証結果)</p> <p>未納者に電話で督促したところすぐに納付するとのことだったので、そのままにしまい、その後の納付の確認を怠ってしまった。未収金は監査後の11月10日に納付された。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>納期限内に納付しない者に対しては、電話ですぐに督促を行うことにしている。このため、督促後すぐに支払われる状況にあるが、それでも未納の場合は、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づき適切な処理に努める。</p>

監査対象所属	盲学校
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月18日、平成28年1月28日
監査の結果	
講じた措置	
<p>(指導事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産土地賃貸借契約に係る土地貸付料について、契約書には、県が発行する納入通知書により各</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>年度当初においてすべきところ失念し、5月に調定処理を行っていた。</p>

<p>年度の年額を毎年度4月30日までに納付するものと規定されているが、納入通知書の発行が遅延し、5月になったことから、当該納期限までに納付されていなかった。 (合計 157,002円)</p>	<p>(今後の対応策等) 年度始めは業務が煩雑となるため、各担当ごと失念しがちな業務を洗い出し、「会計事務自己点検表(年度当初・年度末)」に追加、点検を強化し、再発防止に努める。</p>
---	---

監査対象所属	あけぼの支援学校
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月25日、平成28年1月26日
監査の結果	
講じた措置	
<p>(指摘事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 浄化槽に係る日常の保守点検は実施されていたものの、浄化槽法第11条に定める定期検査(指定検査機関:山梨県浄化槽協会)について、下水道への接続工事の実施に伴い、平成25年12月に営繕課より、上記定期検査結果の提出を求められ、これまで検査を受けていないことを認識したことから、直ちに検査を実施すべきであった。しかしながら、平成27年8月に下水道へ接続されるまでの間、当該検査が実施されていなかった。</p> <p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果) 当該検査が未実施と認識してから直ちに検査を実施すべきであったが、平成26年度中に下水道接続予定で工事等が進んでいる中で、浄化槽は撤去されるものとの認識から、検査実施を怠ってしまった。 (今後の対応策等) 平成27年8月公共下水道接続となり、浄化槽は撤去済みで、対応すべき対象物はないが、今後は、各種法令の理解を深め、チェック体制を強化し、同様の事例の発生防止に努める。</p> <p>1)(発生原因の検証結果) 出納局長への協議が必要なことを担当者が認識していなかった。 (今後の対応策等) 次年度契約の手続き前までに、出納局長へ協議を行った。</p>

監査対象所属	やまびこ支援学校
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月
監査実施日	平成27年12月8日
監査の結果	
講じた措置	
<p>(指摘事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 浄化槽法で2週間に1回行うことが義務づけられている浄化槽の保守点検について、7か月間実施されていなかった。</p> <p>(指導事項) 1件(物品1)</p> <p>1) エアートランポリンと卓上手織り機をまと</p>	<p>1)(発生原因の検証結果) 契約時期が年度末・年度初めの事務処理が集中する時期であり、ほかの業務を優先して行っていたため、うっかりし、そのまま放置することとなってしまった。 (今後の対応策等) 今後は年度初めに行う契約の一覧表を作成し、契約事務に漏れがないように再発防止に努める。</p> <p>1)(発生原因の検証結果)</p>

<p>めて購入する際に、2社による見積合わせを行っているが、1社の見積書の提出が購入した業者からの請書の提出日より後の日付になっており、適切な見積合わせが行われていなかった。</p>	<p>見積書は決められた期日までに提出があった。しかし見積書に日付がなかったためその場で記入をお願いしたのだが、間違った日付が記入されていたことに気づかなかった。 (今後の対応策等) 今後はあらかじめ見積書に日付を入れて提出するよう業者へ徹底する。また、記載事項の確認についても複数の目で誤りがないか確認するよう努める。</p>
---	--

監査対象所属	ふじざくら支援学校	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月8日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指摘事項) 1件(契約1) 1) 昨年度の定例監査において、産業廃棄物処分に係る契約の違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかったことについて、指導事項となっていた。今年度の監査においても車両用燃料の供給に係る契約の違約金条項の記載が単価契約のものとなっておらず、昨年度指導事項としたことが改善されていなかった。</p> <p>(指導事項) 1件(契約1) 1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果) 引継ぎが不十分であったこと、また昨年度監査指導内容の理解不足から、昨年度の監査で指導事項として具体的に挙げられた契約(産業廃棄物に係る契約)の修正にとどまり、他に同じ誤りをしている契約があることに気づくことができなかった。 (今後の対応策等) 違約金条項について、平成27年度契約については平成28年1月29日付けで変更契約を締結し、適正化を図った。平成28年度以降については、違約金条項を正しく修正した平成28年度契約書ひな形を作成し、同じ誤りを繰り返さないよう徹底を図る。</p> <p>1)(発生原因の検証結果) 長期継続契約の対象となる委託契約についての理解不足。 (今後の対応策等) 指導を受けたスクールバス運行管理委託については、児童生徒の入れ替わりによる運行コースの変更など、長期継続契約が難しいため、平成28年2月29日付けで出納局長に協議し、3月3日付けで単年度契約について同意を得た。また、協議の中で平成29年度以降も同様の理由により単年度契約としたい旨協議し同意を得たため、今後同様の指導を受けることはないと考える。</p>

監査対象所属	かえで支援学校	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月5日、12月18日	

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件(財産1、契約1)</p> <p>1) 電柱敷に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。</p> <p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>行政財産の許可期間が5年のため、平成26年1月22日付け管財課長通知の内容を反映せず、5年前の許可指令書をそのまま使用してしまったことによるものと思われる。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>行政財産使用許可の許可指令書は、電子データで引き継いでいるので、次回使用許可の更新のため、電子データを修正する。</p> <p>今回指導を受けた平成27年3月に更新した使用許可2件については、平成27年1月6日付けで使用許可の変更を行った。</p> <p>2)(発生原因の検証結果)</p> <p>運用通知で長期継続契約の対象と定められている業務について、通知と異なる扱いをする場合には出納局長への協議が必要と定められていることを十分に理解していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>当該委託業務について出納局長に協議し、長期継続契約の役務の提供にあたらぬことを確認した。</p> <p>今後は、通知に基づき適正な事務処理に努める。</p>

監査対象所属	高等支援学校桃花台学園	
監査対象期間	平成27年4月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月18日、平成28年1月13日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 給食準備・片付け業務委託契約は単価契約であるが、契約書に単価の記載がなく、契約金額が総額表示となっていた。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>契約書の内容については、委託業者と協議を重ねたうえで作成をした。契約の内容が、単価契約であることは確認済みであったが、委託業者側から契約書への総額表示を求められたため、記載することとなった。その際に、単価についても併記するべきであったが、失念した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今年度の契約については、単価契約であることを確認し、その内容で執行済みである。</p> <p>来年度については、この業務における委託はないが、同様の業務委託契約が生じた場合は、単価を明記する。</p>	

監査対象所属	南部警察署	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月4日、12月2日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(物品1)</p> <p>1) 賃借物品である自動車保管場所管理システム端末等について、再リースを行っているが、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。</p>	<p>1)(発生原因の検証結果)</p> <p>占有物品一覧表の占有期間等の内容確認を確実に行わなかったことにより各調書の作成を失念してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>指導後速やかに占有物品受入調書及び払出調書(自動車保管場所管理システム端末等)を作成した。今後は会計事務手続の周知と複眼的なチェック体制を構築し、財務規則に則った適正な事務処理に努めて行く。</p>

監査対象所属	上野原警察署	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月29日、平成28年1月15日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 2件(重点事項2)</p> <p>1) 浄化槽法で義務づけられている警察署や駐在所などに設置された浄化槽の保守点検が、法令で定める期間を超えて実施されていた。</p> <p>2) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、本来の実施すべき時期から2か月以上経過した後に行われていた。</p>	<p>1、2)(発生原因の検証結果)</p> <p>根拠法令等を十分に理解していなかったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、法令により定められた点検周期に留意するとともに、年間の保守点検スケジュール表を作成し、点検漏れのないよう、複数の職員による進捗状況の確認を行うなどの措置を講じ、適切な施設管理に努める。</p>